

公益信託の認可に関する審査基準について

令和8年4月1日
神奈川県

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第7条、第12条及び附則第4条の認可に当たっては、「公益信託認可等に関する運用について（公益信託認可等ガイドライン）」（令和7年12月内閣府公益認定等委員会・内閣府公益法人行政担当室。当該ガイドラインにおいて参照する「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月（令和6年12月改訂）内閣府公益認定等委員会・内閣府大臣官房公益法人行政担当室）を含む。）を行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号口の審査基準とする。